

社会福祉法人朝日町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事・監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(報 酬)

第3条 会長の報酬は月額50,000円とし、その他役員等が、その職務のために出席したときは、別表1により報酬を支給する。

(旅 費)

第4条 役員等の旅費については、本会事務局職員に準じて会長がその都度定める

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する

別表1 報酬の額

半日 3,000円